

京都市美術館内カフェ及びミュージアムショップ等運営事業者募集 質問回答

委託仕様書対応箇所		質問事項	回答
1	p2 2(3)区画A	コラボレーションメニューの提供に関しまして、メニュー開発にあたり、展示会やイベントの内容をどれぐらい事前にお知らせいただけますでしょうか。 また、開発したメニュー内容や表記、試食等、事前に御確認いただくための提出期限や弊社ホームページ等による事前告知の解禁日等は設けられますでしょうか？	展覧会、イベントにより決定時期が異なりますので、別途協議とさせていただきます。なお、普段から密な連携を取って業務を進めてまいりたいと考えております。 また、広報戦略の都合上、提出期限や情報告知解禁日については設けさせていただきます。
2	p3 2(3)区画B	館オリジナルのミュージアムグッズを制作させて頂く際は、ロゴの掲出は必須でしょうか？ また、新しい美術館のロゴのデータをai形式で頂くことは可能ですか？	必須です。提案資料提出までにロゴデータの提供は可能です。質問者さまには別途送付いたします。その他の事業者さまにおかれましても御入用の方は別途メールにて御連絡ください。
3	p3 2(3)区画B	食品、飲料水の販売は可能でしょうか？	可能です。お土産用等にパッケージされたもの以外にも、テイクアウト品を取り扱っていただく可能性も想定し、パンネを設置しています。
4	p3 2(4)	約251.21㎡とありますが、具体的にどの範囲でしょうか。リースラインが分かる図面を頂けないでしょうか。	客席スペース、厨房、厨房事務室の合計面積です。「質問回答別紙 使用面積」を御参照ください。
5	p4 2(7)	営業時間に付属して、美術館の開館時間外のスタッフの出退勤口及び商品の搬入は搬入口から行うことと存じますが、開館時間内はエントランスからの出退勤及び搬入口から搬入できないモノの搬入は可能でしょうか？	出退勤につきまして、エントランスからは御遠慮いただき、本館北側の職員出入口（別添1 p9 参照）からお願いいたします。また、エントランスからの搬入は原則禁止ですが、搬入口から搬入できないものの搬入については、来館者や館運営に支障のない範囲であれば協議に応じます。ただし、サイズや時間帯によっては御希望に添えないことがあります。
6	p5 3(3)イ	「区画Bの空調の電気代については、共用部分と不可分のため、美術館全体の面積を分したうえで請求します。」とあります。美術館全体の総額、及び区画Bの面積比がわからないのですが、請求額の目安として、およその想定額がございましたでしょうか。	現時点では、想定額はお答えしかねますが、美術館全体の延床面積は約18,700㎡、区画B（新館特設ショップを除く）の面積は約137.83㎡です。これに加え、美術館側の24時間空調使用等も勘案し、合理的な負担となるよう案分します。
7	p5 3(3)イ(イ)	オール電化に関しまして、電気フライヤーの導入を検討しておりますが、導入可能でしょうか？	電気容量等の条件さえ満たせば、電気フライヤーを導入いただくこと自体は禁止しません。
8	p6 3(4)イ	壁面部分に絵画、ポスター、オブジェ等を取り付けることは可能ですか 天井から装飾品等を吊り下げることが可能ですか	ピクチャーレールを取り付けての装飾は可能です。天井からの装飾品等につきましては、デザインや吊り下げ手法によります。詳細は、p5 3(4)に記載のとおり、事業者選定後に協議を行い、決定します。
9		パンフレットに掲載されているカフェの店内パースの壁にいくつかデザイン画などが掲げられているように見えますが、このパース程度の見え方であればポスターなど掲げても構わないでしょうか？	パースは参考イメージであり、確約するものではありませんが、ポスターの掲出は可能です（前記回答参照）。詳細は、p5 3(4)に記載のとおり、事業者選定後に協議を行い、決定します。
10	p6 3(4)ウ	陳列棚、パーテーション、椅子の背もたれなどの高さの制限はありますか	高さの制限は定めていませんが、館内全体のデザインコンセプトを阻害しない範囲で設置いただけます。詳細は、p5 3(4)に記載のとおり、事業者選定後に協議を行い、決定します。
11	p6 3(4)エ	店名サインにネオンサイン、内照式サイン、スポット照明、間接照明等の使用は可能ですか	スポット照明、間接照明は使用可能です。ネオンサイン、内照式サインについては、屋内の場合は検討は可能ですが、御希望に添えないことがあります。詳細は、p5 3(4)に記載のとおり、事業者選定後に協議を行い、決定します。
12	p9 9(2)	カフェメニューや物販商品などの試作品持ち込みをし、審査員に御試食いただくことは可能でしょうか。プレゼン時に調理を必要とせず、会場内でご試食を用意できる想定です。	二次審査時に試作品をお持ちいただき、プレゼンテーションに使用いただくことは可能ですが、審査員が試食することは不可とさせていただきます。

13	P12	14	今回の応募者からの提案書類や提案内容は、京都市美術館さまのWEB等で公開されるでしょうか。	応募者の提案書類や提案内容を公開することは、p13 14(6)に記載の公文書公開請求があった場合を除き、ありません。ただし、運営事業者として採択された後については、本市と協議後に提案内容の一部について公開することがあります。
14	別添2	区画A 壁 注意事項1	カーテンの品番を教えてください。カーテンレールの設置とありますが、カーテンボックスは設置されますか。また、カーテンの取まりが分かる断面図をいただけないでしょうか。	区画Bと併せて意匠面、機能面の観点から、カーテンの形状、種類も含めて現在検討中です。カーテンボックスについて、外付けのものを設置する予定はありませんが、ボックススペースを設けてカーテンレールが目立たないように施工する予定です。カーテンの取まりが分かる断面図は現時点ではありません。
15	別添2	区画A 壁 注意事項2	「客席側から屋外階段1（南側）への避難誘導の確保」とありますが、具体的にどの範囲なのか分かる図面を頂けないでしょうか。	「質問回答別紙 避難ルート」を御参照ください。
16	別添2	区画A 壁 注意事項3	内装に用いる材料は、不燃材料を使用しなくてはならない、という規定はございますか？	別添2に記載の部分（厨房内壁、客席等）で準不燃材以上の規定を設けていますが、不燃材料でなくてはならないという規定ではございません。
17	別添2	区画A 天井	記載がございます内容ですが、そのまま使用可能との認識でよろしいでしょうか？あるいは別途塗装が必要ございましたら色指定等ございますでしょうか？	そのまま使用してください。
18	別添2	区画A 天井 注意事項2	「厨房・客席間の間仕切り壁を移動する場合」とありますが、厨房の位置を変更することは可能でしょうか。	厨房の位置を大幅に変更することはできません。現在指定の位置を基本とし、厨房・客席間の間仕切り壁のみを客席側又は厨房側へ移動させ、各面積を増減させることは不可能ではありませんが、事業者さまで避難安全検証法に基づき国土交通大臣の認定を受ける等の手続を実施することが必要です。
19			厨房区画は図面上確定ということでしょうか。	上記参照。
20	別添2	区画A 電灯設備 注意事項1	「床面にはコンセントは増設できません」とありますが、什器のレイアウトに合わせて、移設することは可能でしょうか。	二重床部は鋼製仕上げでのお引渡しとなりますので、床面コンセントについては移設、増設共に原則できないものとお考えください。
21	様式2	下段2	「運営するに当たっての施設及び立地の条件、課題の分析」とありますが、頂いた資料についての条件と分析という認識でよろしいでしょうか？実地で調べたりすることは可能でしょうか？	御提供した資料以外にも、独自に調査いただいても差し支えありません（美術館の中のカフェ・ショップが持つ課題、岡崎地域の持つ課題等）。 工事中の本館内への立ち入りにつきましては、お受けできません。カフェ・ショップ部分の現況写真（アングル等は指定できません）を送付することは可能ですので、御入用の方は別途メールにて御連絡下さい。なお、工事現場に立ち入って撮影を行う関係上、写真送付は2/14以降になりますので御了承ください。
22	様式2	下段4	西側からの店舗の見え方を検証の上、平面図・パースを作成したいと考えておりますので、西側から見た建物の立面図を頂けないでしょうか。	「質問回答別紙 立面図」を御参照下さい。
23			ミュージアムショップの屋号を設けるにあたり、レギュレーションがございましたらお教えいただけますか？	レギュレーションは特ありません。
24			ミュージアムショップ区画内でミニ展示コーナーを設けて、京都に所縁のあるアーティスト達の展示販売、ワークショップ等を考えておりますが、問題はございませんでしょうか？	問題ございません。
25			世界基準の美術館にしたいとのことですが、ベンチマークとしている国内外の美術館はございますでしょうか？	ベンチマークとしているものはありません。他に倣うかたちではなく、京都市の美術館として世界に誇れる美術館を目指します。

26		また、美術館に併設しているカフェとしても、ベンチマークとしているカフェはございますでしょうか？	ベンチマークとしているものはありません。京都市の美術館にふさわしいカフェ運営を求めます。
27		世界水準を目指す以上、国際都市・京都の公的な美術館ということで、カフェにも食の禁忌・嗜好の多様性に対応することが求められるかと思えます。日本では遅れている分野ではありますが、本件ではどのレベルを想定されていますでしょうか？	ご指摘のとおり重要な要素と考えており、美術館としても多言語対応をはじめとする受け入れ環境の整備に取り組みます。どのレベルまで対応するかは御提案ください。
28		多くの来訪者を見込みたいとお話を伺いましたが、主なターゲット、内訳などありましたら、教えていただけると幸いです。	京都市美術館としては、世代や国籍、アートへの関心の有無を問わず、多くの皆様にお越しいただきたいと考えています。これから京都市美術館が目指している方向性、そして、これまでの利用者動向（p14 16(3)参照。もちろん、その他にも独自にデータを調べて分析いただいても構いません）や、国内外のアート業界の動向を踏まえて、カフェ又はショップのターゲットをお考えいただければと思います。
29		契約内容は定期借家契約になるのでしょうか。その場合、保証金はかかるのでしょうか	p4 2(5)に記載のとおり、契約ではなく、京都市美術館条例に基づく使用許可となります。よって、保証金は設定していません。使用料の支払等については、p3 2(4)をご覧ください。
30		電気容量について弊社（自費）で電気の幹線を引っ張ることは可能でしょうか。	建物外部から別途引き込むことは、電気保安上及び電力会社との取り決め上できません。本体工事の進捗にもよりますが、美術館受変電設備からの幹線ケーブルサイズをB工事として増径すれば、使用電力量を増やせる可能性があります。

※ メール等でご連絡いただく際は、必ず、募集要項p14 17に記載の問合せ先へご連絡いただくようお願いいたします。